

個人番号カード顔写真証明書（ひきこもり状態の者）

(宛先) 狭山市長

相談している公的な支援機関の長

令和 年 月 日

(個人番号カード交付申請者 本人情報)

氏名			
住所	狭山市		
生年月日	大・昭 平・令	年 月 日	性別 男・女
電話番号	()		

顔写真貼付欄

枠内に収まるサイズで
お願いします。

※最大サイズ
縦 5cm 横 4cm

私（公的な支援機関の担当職員及び当該支援機関の長）は、上記個人番号カード交付申請者が、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であり、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

担当職員氏名

事業者名

事業者の住所

電話番号

代表者 氏名

印

<個人番号カード顔写真証明書の記入・作成方法>

申請者本人の状態（ひきこもり）について、相談を受けている担当職員と当該支援機関の長が、以下すべての内容を記入・作成してください。

※担当職員がすべて記入・作成する場合、当該書類を必ず事業者長（施設長）が確認し、「事業者長」の印（原則、個人印不可）を押印いただくようお願いします。

- ・申請者本人の顔写真の貼付 ※写真貼り付け場所の中に収まるサイズでお願いします
- ・申請者本人情報（申請者の実在性について確保すること）
- ・支援機関の事業者情報

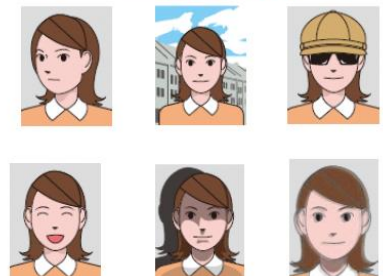
■写真規格

- ・最新 6 ヶ月以内に撮影されたもの
- ・正面、無帽、無背景で撮影されたもの
- ・申請者本人のみの平常時の顔であるもの
- ・小さすぎず、頭の輪郭が全て収まっているもの
- ・顔や背景に影のないもの・鮮明に撮影されたもの
- ・傷や汚れのないもの・サングラスなどで顔が隠れていないもの

○適当な写真例



×不適当な写真例



個人番号カード顔写真証明書（ひきこもり状態の者）について

申請者ご本人が、

「社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）

を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であり、

客観的状况に照らして出頭が困難であると認められる者である場合」

で、マイナンバーカードの受取にお越しになれないとき（代理受取時）、

本証明書を、相談している公的な支援機関の職員（保健所や保健セン

ターなどの職員）及び当該職員が所属する事業者の長が作成し、

代理人（任意代理人）が交付時に持参してください。

また、本証明書は申請者ご本人が交付にお越しになれない

「やむを得ない理由」を疎明する資料としても兼用できます。

※個人番号カード顔写真証明書の用途は、マイナンバーカードの受け取り時に限ります

※申請者ご本人が、顔写真付本人確認書類（旅券、身体障害者手帳、運転免許証など）をお持ちの場合は、本書は疎明資料として利用いただけます

※本書の作成にあたっては、家族等が支援機関に相談している場合でも差し支えありません